

令和4年神奈川県  
国家戦略特別区域限定保育士試験問題

社会的養護

(選択式 10 問)

指示があるまで開かないこと

解答用紙記入上の注意事項

- 1 解答用紙と受験票の受験番号が同じであるか、カナ氏名・科目名を確認し、誤りがある場合は手を挙げて監督員に申し出ること。
- 2 漢字氏名を必ず記入すること。
- 3 解答用紙は、折り曲げたりメモやチェック等の書き込みをしないこと。
- 4 鉛筆またはシャープペンシル (HB～B) で、濃くはっきりとマークすること。  
正しく記入・マークされていない場合は、採点できないことがあります。

(良い例) ...  (濃くマークすること。はみだしは厳禁。)

(悪い例) ...       

- 5 各問に対し、2つ以上マークした場合は不正解とする。
- 6 訂正する場合は、「消しゴム」であとが残らないように消すこと。

問1 次の文は、「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月2日 新たな社会的養育の在り方に関する検討会)で示された新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 都道府県を中心とした子ども家庭支援体制の構築
- B 永続的解決(パーマネンシー保障)としての里親制度の推進
- C 家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化・多様化
- D 代替養育の場における自律・自立のための養育、進路保障、地域生活における継続的な支援の推進

(組み合わせ)

- |   | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ | × |
| 2 | ○ | ○ | × | ○ |
| 3 | ○ | × | ○ | × |
| 4 | × | ○ | × | ○ |
| 5 | × | × | ○ | ○ |

問2 次の文のうち、「児童相談所運営指針」(令和3年9月 厚生労働省)に示された児童相談所に関する記述として不適切なものを一つ選びなさい。

- 1 市町村に設置義務が課されている。
- 2 子ども及びその家庭について必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行う。
- 3 子どもの一時保護を行う。
- 4 一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該子どもの状況の把握その他の措置により当該子どもの安全を確保する。
- 5 里親に関する普及啓発や、里親からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行う。

問3 次の文は、里親制度及び特別養子縁組制度に関する記述である。適切な記述の組み合わせを一つ選びなさい。

- A 里親制度は、「児童福祉法」第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託する制度である。
- B 里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親の3種類である。
- C 特別養子縁組では、実父母との親族関係が終了する。
- D 養育里親になれる年齢には、上限が設けられている。

(組み合わせ)

- 1 A B
- 2 A C
- 3 A D
- 4 B C
- 5 B D

問4 次の文は、被措置児童等虐待に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 「児童福祉法」では、被措置児童等虐待を身体的虐待、性的虐待、放置、心理的虐待、経済的虐待と定めている。
- B 「児童福祉法」では、施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならないと定めている。
- C 「児童福祉法」では、被措置児童等が被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所や都道府県の行政機関等に届け出ることができると定めている。
- D 2019（令和元）年度において、被措置児童等虐待の種別で最も多かったのは性的虐待であった。

(組み合わせ)

- |   | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 | ○ | ○ | × | × |
| 3 | ○ | × | ○ | × |
| 4 | × | ○ | ○ | × |
| 5 | × | × | × | ○ |

問5 次の文は、社会的養護に関わる専門職等に関する記述である。適切な記述を一つ選びなさい。

- 1 家庭支援専門相談員は、母子生活支援施設に配置が義務付けられている。
- 2 里親支援専門相談員は、乳児院、児童養護施設に配置が義務付けられている。
- 3 児童自立支援専門員は、児童心理治療施設に配置が義務付けられている。
- 4 家庭支援専門相談員は、施設で暮らす子どもの家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う。
- 5 里親支援専門相談員は、里親希望者の認定及び登録を行う。

問6 次の文は、「児童福祉法施行規則」における、小規模住居型児童養育事業に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、一の家族を構成している2人の養育者及び2人以上の補助者を置かなければならない。
- B 養育者は、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者でなければならない。
- C 養育者は、委託児童ごとに自立支援計画を作成し、その計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。
- D 委託児童の定員は、5人又は6人とされている。

(組み合わせ)

- |   | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ | × |
| 2 | ○ | ○ | × | × |
| 3 | ○ | × | ○ | × |
| 4 | × | ○ | ○ | × |
| 5 | × | ○ | × | ○ |

問7 次の文は、「母子生活支援施設運営指針」（平成24年3月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における、支援のあり方に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A できるだけ親子、家庭のあり方を重視して行われることが重要である。
- B 「課題解決」と日常の「生活支援」を組み合わせ、母親と子どもの生活の安定と自立を目指すなど、ケアワークを基盤とした総合的支援が求められる。
- C 母親と子どもは、入所前の厳しい生活環境のなかで、他者への信頼を傷つけられている場合も多いため、「自分は自分のままでよい」という安心と癒しの場の提供に心がけ、「ひとを信じて良い」と思えるようなかわりを職員は醸成していかなければならない。
- D 人は本来回復する力をもっているという視点（ストレングス視点）に基づいた支援を行い、母親のエンパワーメントへつなげることが必要である。

(組み合わせ)

|   | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | × | × |
| 2 | ○ | × | ○ | ○ |
| 3 | ○ | × | × | ○ |
| 4 | × | ○ | ○ | × |
| 5 | × | ○ | × | × |

問8 次の文は、「自立援助ホーム運営指針」（平成27年4月17日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における、自立援助ホームの役割と理念についての記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 自立援助ホームは、「児童福祉法」第6条の3に基づき、児童自立生活援助事業として位置づけられている。
- B 自立援助ホームは、児童養護施設等を退所し就職する児童等に対し、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（援助の実施）を行う等により、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。
- C 自立援助ホームは、第一種社会福祉事業である。
- D 自立援助ホームでは、受容的、支持的関わりを優先するのではなく、利用者の自立心が育まれる「しつけ」や「指導」を中心とした支援を行うことが大切である。

（組み合わせ）

|   | A | B | C | D |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ | × |
| 2 | ○ | ○ | × | × |
| 3 | × | ○ | × | × |
| 4 | × | × | ○ | ○ |
| 5 | × | × | ○ | × |

問9 次の文は、「社会的養護自立支援事業等の実施について」（令和3年6月7日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）における「身元保証人確保対策事業実施要綱」の一部である。（ A ）～（ D ）にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等（以下「子ども等」という。）の自立支援を図る観点から、児童養護施設や（ A ）等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等の賃借、大学等へ進学する際に（ B ）等が身元保証人となった場合の（ C ）契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の（ D ）の促進に寄与することを目的とする。

（組み合わせ）

|   | A        | B      | C    | D     |
|---|----------|--------|------|-------|
| 1 | 母子生活支援施設 | 施設長    | 賃貸借  | 社会的自立 |
| 2 | 母子生活支援施設 | 都道府県知事 | 賃貸借  | 権利擁護  |
| 3 | 母子生活支援施設 | 施設長    | 損害保険 | 権利擁護  |
| 4 | 婦人保護施設   | 都道府県知事 | 賃貸借  | 権利擁護  |
| 5 | 婦人保護施設   | 施設長    | 損害保険 | 社会的自立 |

問10 次の文は、「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日 新たな社会的養育の在り方に関する検討会）における、子どもと家庭への在宅支援に関する記述である。通所で提供される支援として不適切なものを一つ選びなさい。

- 1 家事援助
- 2 カウンセリング
- 3 ペアレンティング
- 4 心理治療プログラム
- 5 治療的デイケア

